

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和3年11月24日（水）午後1時30分から午後3時55分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

（地裁委員会委員）

飯濱岳，伊丹恭，勝野俊一郎，古根川千寿子，田中一壽，谷口園恵（委員長），
田宮幸夫，土井智也，水間乙允，和田篤（五十音順，敬称略）

（事務担当者等）

賀来哲哉，野中由規，松木慎治，柏原成光，関本利一，福本浩孝，小野山隆司，
大林弘幸，福井百合江，園部徳子

第4 議事

1 開会

2 新委員紹介

3 委員長選任

4 前回の議事概要等

説明者（地裁総務課長）が，前回の地裁委員会テーマ「刑事裁判手続における被害者保護について」に関する報告を行った。

5 テーマ

「民事訴訟手続のIT化について」

(1) 賀来裁判官から以下の説明を行った（30分）。

ア IT化の概要

イ 今後の予定

ウ 現在行われていること（フェーズ1）の説明

(2) 伊丹裁判官及び賀来裁判官が412号ラウンド法廷にてウェブ会議につい

て説明を行った（20分）。

(3) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士）□：3号委員（検察官）■：説明者】

◎ 委員の皆様は御意見をうかがいたいことの1つ目は、民事訴訟手続におけるIT化についてどのような印象を受けたか。2つ目は、ウェブ会議の実演を見て、どのような利点、問題点があり、また、今後の課題は何であると考えられるか。3つ目は、今後、弁護士に委任しない本人訴訟を行う方に対する対応が課題になるが、電子提出やウェブ会議の場面において、どのような点に配慮が必要か。御意見を伺いたいことの4つ目に挙げてある、皆様が活躍されている分野でのIT化の現状と、IT化を進めるために組織内や利用者に対してどのような対策がとられているのか、また、IT化を進めるにあたって妨げとなる問題や克服するにあたり苦勞している点、工夫している点については、1つ目から3つ目について伺う中に織り交ぜながら伺っていくこととする。

まずは、民事訴訟手続のIT化についての全般的な印象について、皆様が活躍する分野での現状、課題等も併せて紹介いただきたい。

○ 5人以下の小規模事業所では、IT化することのメリットが十分に理解されていない。そのため、セミナーや勉強会を行うことで初歩的なことから知識を得てもらっているのが現状である。大手の事業所では、IT化が進められている。

1つ目の点については、セキュリティがしっかりしていれば特段問題はないと思う。IT化することによる当事者のメリットはどこにあるのだろうかと思った。

● 当事者のメリットは、圧倒的に費用が安いということである。私は今朝、福島地裁において、原告代理人が仙台の弁護士で、被告代理人が私である

ウェブ会議をした。ウェブ会議がない場合は、私が福島地裁に行くことになるため、旅費日当が生じて依頼者の負担になるところ、ウェブ会議は0円で済む。当事者として実際に関わる中で、ウェブはメリットばかりであり、弁護士にとっては、非常に利便性の高い手続だと思っている。

- ◎ 先ほどの発言の中で大手企業はIT化が進んでいるという話が出たが、進んでいる現場での話を伺いたい。
- 小売業の現場ではIT化がかなり進んでいる。在庫管理や発注については、オンラインで全店管理をしている。そこにAIを組み入れて、天気の予測から自動で発注するシステムもできており、人の手で修正しながら利用しているのが現状である。一方、現場からデータを送るときは、店員各自が端末を持っていないため、未だにファクシミリで対応しており、この点は遅れていると感じている。

例えば、東京や名古屋で裁判がある場合、担当者は現場に行かずに弁護士事務所で裁判ができるということは、弁護士や当事者の出張旅費や時間が大幅に節約できる上、内容は変わらないのでありがたい。今後、フェーズ3まで計画通りに進めば更に利便性は高まるのではないかと期待している。

- 会社では、Teamsを使って色々なことをするようになった。劇的に変わったことは、コロナ禍ということで、全国の支局長が集まる会議はTeamsを使い、在宅や会社に居ながらできることである。また、本日の全国の新型コロナの感染数は何人かというような情報もすぐに集まるため、ファクシミリやメールを送信することはなくなった。

日本の裁判は遅く、日本で裁判を受けたくないという企業があるという話を聞いたことがあり、将来的にIT化はとても大事かと思う。

気になる点は、公開裁判の原則を考えたときに、e法廷が導入された場合、どのように見てもらうのか。争点整理手続は基本的には非公開な

ので、このままでいいと思うが、口頭弁論になったときにどうするのが一点と、3つ目の話に関わることになるが、情報弱者というか、Teamsの使い方が分からない方が一定数いる中で、その方への対応について、本人訴訟で問題にならないか。更に、本人確認はどうするのかということである。

- ◎ 問題点を1つ目に絞ると、概ね肯定的な評価のようなので、次に2つ目、3つ目の点に話を広げて、課題についても併せて伺いたい。

先ず、公開については、現状では公開を要しない争点整理のところだけウェブ会議を行っているため、あまり言えることはないが、本人確認については、今後どういうことが考えられるかを民事部から説明していただきたい。

- 法廷で口頭弁論が行われる場合、基本的には来られた方から運転免許証や保険証の身分証を見せてもらい本人確認をしている。電話会議の場合、先ず、1回は裁判所に来ていただき、身分証を確認して、次から電話会議でさせていただく場合や、事件記録に生年月日、住所、本籍等が出ている場合は、それを言うていただいて確認する場合もある。ウェブ会議が進めば、接続した後に身分証を見せていただく形で確認することができるので、電話会議よりやりやすくなると予測している。

- ◎ 問題の少ないところからということで、弁護士が双方に付いている事件からウェブ会議をスタートしていると思うが、本人確認は積み上げてきたノウハウがある程度なくはないということと、公開については、現在検討されている改正法の中でどういった仕切りをするのかということ、大きな論点になっているところであり、引き続き注視していくべきかと思う。情報弱者への配慮については、実情がどのようなもので、実際に裁判所はどの程度備えておくべきかについて伺いたい。

- 県では、IT化ということで、電子申請が進んでいる。また、知事が記

者会見で、令和4年度の新政策として、コロナ禍で人々の生活が変化した中で、「DX和歌山」の推進ということで電子申請の対象手続を拡充することや、色々な分野でDXを強化していかなくてはいけないとの話をしたところである。

実務の中で感じたことは、県民の方から申込みをいただく方法の一つとして電子申請は非常に便利だが、パソコンが使えない方もいるため、電話やファクシミリなどのいろんな選択肢を考えておく方がいいと思っている。今回見せていただいたウェブ手続については、全てのフェーズが実現できたらいいと思う一方で、情報弱者というか全般的に苦手な方もおられ、本人訴訟ではそういったことが課題になると感じた。

- ウェブ会議は、利用していかない手はないと感じた。昔、GoogleMapsのようなものがスマホに搭載されたことで海外旅行者が増えたということがあるので、ウェブが圧倒的に増えると労働の流動化も起こり得るのではないかと心配している。実は、ウェブ会議で仕事ができる人、テレワークができる人にとってみれば、会社で働いている意味はない。我が社もそうだが、大手でも出社できない人を正社員として雇い入れるということを進めているので、企業の求心力がどこにあるのかが分からなくなっていて、未来において企業がどういう求心力で人を雇い入れるのか社会的問題となり、地元企業がどうなるのかが心配である。マップで人を動かすようにウェブで労働を動かす可能性という非常に怖いインパクトを持っていると思う。全体的には、ウェブで訴訟ができないと不便を感じる時代でもあるので、これは避けられないと感じている。3つ目の点では、先ほど、DXという話が出たが、IT化とDXは違うところにあると思っている。IT化に際しては、本人確認は非常に重要な問題である。犯罪収益移転防止法の施行に伴いKYCが何年か前に改正されて、身分証明書をデジタル化したものによる提出は本人確認がいらぬ。普通預金はオンラインでできるという

法律になっていたと思うが、その方向に向かうと思う。ウェブ会議をする中で、オンラインで身分証明をする方法があるのかという意見を多く聞く。もちろん申請制というか、メールでやり取りをしていてウェブ会議のURLを送ったことで概ね本人として、本人確認されるケースが多いと思う。とはいえ、多くの人がオンラインで現れるのが当たり前となる時代になったときに本当に本人かどうかの確認が必要な場面はある。本人確認は、公的身分証明書をきちんとオンラインに融合させる必要がある中で、公的個人認証のマイナンバーカードや運転免許証がIC化されたことで、今後、重要な身分証明書の一つになっていくのかなと思っている。公的個人認証の場合は、対面でのトラスタンカーを自治体の窓口でやってくれていて、本人確認は既に済んでいるのでこれは素晴らしいものではないかと思っているが、まだ3～4割の普及しかないところがこれからの課題と思っている。電子による書類の提出を可能にするという話が出ているが、これは少し難しいと思う。電子証明書を使うことにより非常に煩雑な運用が必要になり、運用に至らなかったということがある。電子書面で提出された際に原本性をどこに持っていくのかという問題があり、単に最終的に印刷したものに誰かが判を押せば原本になるのだとすると、そこに取りに行くという意味のないことになってしまう。原本性をデジタルの中で担保することが重要になると思うが、いわゆる暗号の危殆化によって電子証明法上5年で利用できなくなってしまうところがあるので、10年間保存しなくてはならない書類の手続を電子で求めて10年間担保しておかなくてはならないということが起きたときに現行の電子証明ではできない。こういうことに対して長期保存など色々なことを考えているが、裁判所のように長期保存を要するところではIT化していくことに対するハードルがまだまだあると思うが、是非そういったものを越えていただきたいと感じている。

◎ 越えなければいけないハードルがあることを教えていただいた。2つ目

の点について、もう少し意見をいただきたい。先ほど、企業の現場において在庫管理はIT化を超えたAI化が進む一方で、一人一人に端末が行き届いておらず、売り場でのIT化が同じレベルで進んでいないという話があった。裁判所の中でも期日情報の管理はシステムを持っているが、事件処理そのものの外とのやり取りは基本、紙でしており、似たような状況にあると思うが、お客様に対することを念頭に置いた配慮について伺いたい。

- 裁判所は敷居が高い。人と人であるから、どういう雰囲気を作ってもらえるかが大きい。裁判は勝つか負けるかというところで、結果によっては、その方の生活に大きな影響を及ぼす。本人訴訟の場合は、特に緊張する状況なので、場づくりに力点を置くといいのかと思う。弁護士であれば経験からIT化には慣れていかれると思うが、弁護士を使わなくてもやりやすい環境を作ったらいいと思う。

我々もチラシ一つとってもIT化する努力はしているし、それをすることでワクワクすることを付け加えられないかという工夫はしている。

- ◎ 県での取組について御紹介いただけないか。
- 4つ目の点に関連して、県民生活課の取組について紹介する。

消費者トラブルの相談をLINEですするという試みである。背景としては、若者のコミュニケーションがSNSになっていることや、来年4月から成年年齢が引き下げられることで、若者による消費者トラブルが今後増えていくのではないかとの懸念がある。その中で、消費者庁が進めている将来の相談ツールとして、SNSを使った相談ができないかという実証実験に和歌山県も令和3年度に参加させていただいている。期間は令和3年11月2日から令和4年1月29日までということで、利用するにはお友達登録をしてもらうことになる。是非、周知をお願いしたい。ちなみに、各高校、支援学校、役場や県立施設にはチラシを配布している。

- ◎ 実証実験の入口の段階で、その後、結果が取りまとめられ、その後の政

策に生かされるということか。IT化の取組を進めている公的機関として実証実験の結果を公表する予定はあるか。

- 公表は未定であるが、LINE相談のニーズがあるのか。相談件数等で消費者庁が検討していくと思う。
- LINEを公的なものに利用していくことに対するリスクは分析されたのか。データ保管の在り方に問題が指摘されているのではないか。
- 消費者庁が検討した上で、今回の事業を行っている状況である。
- ◎ 今日の議題の関係でいえば、今後、システムを固めていく上で、情報の保有・保存・アクセスの在り方に注意がいるということであろうか。
- 裁判は、書面でと言われることが多いと思うが、まさに新聞社もそうであり、先ほど、ウェブ会議の話をしたが、私自身もまだパソコン上や携帯上で紙面を見るよりは、紙に印刷したものの方が見やすい。また、TeamsやZoomでの取材も増えているが、対面じゃないと嫌だという部分もある。IT化という方向が間違っているわけではないが、選択肢を増やすということで、裁判所で直接当事者と顔を合わせて、体温を感じる話をしたいというニーズはあると思う。やはり、全部ITということではなく、相手が何を望んでいるのか、直接対面や書面で見られるということも場合によっては、国民にとっては使いやすさにつながるのではないかと思った。
- ◎ IT化の制度をこれから当事者本人に広げていくことの関係で改めて思うところがあれば伺いたい。
- 一連のIT化の流れはこういう流れになって行くと思う。本人訴訟のサポートについて、日本弁護士連合会は、本人訴訟でe提出が義務化されるような場合には、本人訴訟のために弁護士会としてサポートしていかなくては行けないと意見を出していて、具体的に和歌山弁護士会としてどういう対応をしていくかということは決まっておらず、課題と感じている。そもそもネットを通じて手続ができるのであれば、和歌山に裁判所がいらな

いのではないかと、支部もいらぬのではないのかということ、どんどん支部が削られていって、市民の窓口がなくなっていく、訴訟というものが遠ざかっていくのではないかと懸念する意見があることも紹介しておく。

- 本人訴訟に関して、電話会議システム上も少し懸念はあるが、周りに誰かいないかということは問題があると弁護士会は考えている。弁護士法で法律事務を扱えるのは弁護士だけで、弁護士が代弁すればいいが、資格のない人が現場で発言することで本人が被害を受けるので、その点をどのように制度的に担保するのかということの問題意識として弁護士会を持っていることを紹介しておく。

- 今日見せていただいた手続については、電話会議が進化した形かと思うし、つなぐところも弁護士事務所ということで限定しているので問題はないと考える。刑事でも整理手続を行う場合には、電話会議を行っているので、特段違うことが行われているわけではないと考えている。民事訴訟手続のIT化の全体の流れとしては、刑事でも同様の形で進んでいくのであろうと考えているが、一番のメリットは、事件管理の部分になると思う。訴訟書類、証拠書類の整理や検索が、今までより時間短縮になる。提出もそうだが、そういうところができるようになると、IT化の意義が大きく出てくるのかと感じている。いろんな問題として、特に争点整理手続であれば非公開になっているが、非公開というからには当然そこにつながっている人間というのも外部に漏れないような状況の中でやってもらわなくては行けないが、それがどれだけ図られるのかというところの疑義が生じてくるのであろうと思う。あるいは、e法廷の証人尋問で、仮に証人の出廷が難しいとなって、遠隔地となった場合、証人をどこに所在させてするのか。また、証人尋問そのものの証言の信用性を担保するために、その制度設計をどうしていくのか難しい問題があると感じている。

◎ 貴重なご意見をありがとうございました。

6 次回委員会の意見交換テーマ

裁判員制度について

7 次回委員会の開催日時

令和4年6月10日（金）午後1時30分

8 閉会